

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	11	担当課	土木管理課
法令名	採石法	根拠条項	33の17	不利益処 分の種類	岩石の採取を廃止した者に対 する災害防止命令		
<p>(岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令)</p> <p>第33条の17 都道府県知事は、第33条の認可を受けた採石業者が当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取を廃止したときは、当該廃止した者に対し、当該廃止の日から2年間は、その者が当該岩石採取場において岩石の採取を行なったことにより生ずる災害を防止するため必要な設備をすることを命ずることができる。</p>							